

所長	次長	処首	遇席	処遇企画	男子第一	男子第二	女子区	特別処遇	看守	担	副看守
水	山	藤原	分	甲	宮						

乙第27号証  
機密性2

平成29年6月11日

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警 守 長

暴行により通常隔離したトルコ人被収容者2名について（報告）

本年6月11日14時51分、2寮Bホール内で大声が聞こえ、2寮B202号室トルコ人被収容者と同204号室トルコ人被収容者がにらみ合っている状態であったことから、警守が現場に急行し、本職は、その状況を副看守責任者に報告した上、現場へ急行した。

本職が現場に到着後、両名を引き離した上、それぞれ事情聴取するとともに監視カメラ映像の検証を行い、他の被収容者からも事情聴取を実施した。

両名からの事情聴取、監視カメラ映像の検証結果及び他の被収容者の証言から、202号室トルコ人被収容者が204号室トルコ人被収容者に対して本を投げつけ、また、204号室トルコ人被収容者は、202号室トルコ人被収容者の口付近を殴打した事実が認められた。

よって、両名とも被収容者処遇規則第18条第1項第1号（暴行）該当のため、所長指示により、202号室トルコ人被収容者を4寮単独3号室、204号室トルコ人被収容者を4寮単独5号室へそれぞれ通常隔離した。

その状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 発生日時及び場所

平成 29 年 6 月 11 日 14 時 49 分

2 寮 B ホール内設置の自動販売機前

2 被収容者身分事項

(1) 2 寮 B 202 号室トルコ人被収容者

国 籍 トルコ

氏 名 [REDACTED] DENIZ (男, 以下「DENIZ」という。)

生年月日 1979 年 2 月 27 日 (38 歳)

隔離居室 4 寮単独 3 号室

(2) 2 寮 B 204 号室トルコ人被収容者

国 籍 トルコ

氏 名 [REDACTED] (男, 以下「被収容者A」という。)

生年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

隔離居室 4 寮単独 5 号室

(3) 証言者 1

国 籍 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] (男, 以下「証言者1」という。)

生年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

居室番号 2 寮 B 201 号室

(4) 証言者 2

国 籍 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] (男, 以下「証言者2」という。)

生年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

居室番号 2 寮 B 205 号室

(5) 2 寮 B 203 号室から第一運動場に向かって大声を発していた者

国 籍 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (男, 以下「被收容者B」という。)

生年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

居室番号 2寮B203号室

### 3 事案概要

- (1) 本年6月11日14時47分, 被收容者Aが, 動しよう中の [REDACTED] 警守に対し, 「203号室の人たちが, ホールに響くほどの大声で話しているから注意してほしい。」と申し出たことから, 同警守は, 203号室内にいた DENIZ を含む被收容者数名に口頭で注意した。
- (2) 14時51分, 2寮Bホール内から大声が聞こえ, 2寮警備官室内から2寮Bホール内を確認したところ, DENIZ と 被收容者A がにらみ合っている状態であったため, [REDACTED] 警守が現場へ急行し, 本職は, その状況を [REDACTED] 副看守責任者へ報告した上, 現場に急行した。
- (3) 14時52分, DENIZ と 被收容者A は, 依然としてにらみ合っている状態であったことから本職及び [REDACTED] 警守で両名を引き離した。
- (4) 14時53分, [REDACTED] 副看守責任者以下3名が臨場し, DENIZ をA処遇室, 被收容者A をB処遇室に連行してそれぞれ事情聴取を開始した。  
ア [REDACTED] 副看守責任者が [REDACTED] 警守立会いのもと, DENIZ から事情聴取したところ, 要旨次のとおり述べた。

被收容者B が203号室から運動場に向かって話をしていました。それを被收容者A が勤務員に告げ口したから頭に来た。なぜなら, いつも皆がしていることだからだ。私は被收容者A に向かって本を投げたが当たってはいない。私は被收容者A に殴られて口にけがを負った。被收容者A のことを警察に通報したい。

- イ 本職が [REDACTED] 副看守責任者立会いのもと, 被收容者A から事情聴取したところ, 要旨次のとおり述べた。

ホールにまで響く大声で被收容者B が話していたので, うるさくて

困っていた。見回りの勤務員に注意してもらった後、DENIZ が私のところに来て、「担当に言いやがったな。みんなやってることだろう。」と言ってきたので、私は DENIZ に対して、「うるさくて迷惑しているから止めるよう言うのは当たり前だ。」と言ったところ、DENIZ は私に向かって本を投げた。その本は、私の身体のどこかに当たったが、興奮していたので、どこに当たったかまでは覚えていない。私は DENIZ を殴ってやろうかと思ったが、証言者 2 に止められたため、取りあえず座って我慢したが、DENIZ は私にトルコ語で私のお母さんの悪口などを言ってきたので我慢できず、右拳で DENIZ に殴り掛かってしまった。その際、DENIZ の口に右拳がかすり、その近くにいた証言者 1 の顔にも当たった。

(5) 2 寮 B ホールの監視カメラ記録映像を検証した結果は以下のとおりである。

1 4 時 4 7 分 B ホール内で被収容者 A が 警守に話し掛ける。

同 上 警守は 2 0 3 号室に入室し、口頭注意する。

1 4 時 4 9 分 DENIZ が 2 0 3 号室から B ホール自動販売機前に行き、被収容者 A に話し掛ける。

同 上 DENIZ は本棚にあった本 1 冊を座っていた被収容者 A に投げつけ、その本が被収容者 A の右半身に当たる。

1 4 時 5 0 分 被収容者 A が立ち上がり、DENIZ に詰め寄るも、証言者 2 に止められ、DENIZ は証言者 1 に止められる。

同 上 被収容者 A はベンチに座り込むが、DENIZ は被収容者 A に向かって話し掛ける。

1 4 時 5 1 分 被収容者 A が立ち上がって、DENIZ に殴り掛かり、証言者 2 が止めに入るも被収容者 A の右拳が DENIZ の

顔面をかすり、近くにいた証言者1の顔面に当たり、  
証言者1が両手で顔を覆う。

同 上 警守が到着した後、本職が到着し、両名を  
引き離す。

1 4 時 5 3 分 副看守責任者以下3名が臨場し、被収容者A  
をB処遇室へ連行して事情聴取を開始する。

1 4 時 5 5 分 副看守責任者以下2名は DENIZ をA処遇室  
へ連行し、事情聴取を開始する。

(6) 2 寮Bホール内で証言者1から事情聴取したところ、要旨次のとおり証  
言した。

203号室がうるさかった。それを被収容者Aが勤務員に注意し  
てほしいと言った。勤務員が注意を終えて戻って行ってから、DENIZ  
が被収容者Aのところに来て、本棚にあった本を被収容者Aに投げつ  
けた。その本は、被収容者Aの右肩近辺に当たった。被収容者Aは怒っ  
たが証言者2が止めた。しかし、DENIZがトルコ語で被収容者Aに何  
か言ったところ、被収容者Aが怒って、右手でDENIZに殴り掛かっ  
た。被収容者Aの右手はDENIZに当たらず、私の顔面に当たった。  
最初は痛かったが、今はもう痛くない。

(7) 2 寮Bホール内で証言者2から事情聴取したところ、要旨次のとおり  
証言した。

DENIZはすごく怒りながら、被収容者Aのところに来た。最初は日  
本語で話をしていたが、その後、トルコ語になり、最終的にヒート  
アップし、DENIZが被収容者Aに本を1冊投げつけた。その本は、  
被収容者Aの右腕に当たった。被収容者Aがすごく怒ったので私が止め  
た。被収容者Aは文句を言いながらも座ったが、DENIZがトルコ語で  
何か言ったところ、被収容者Aがすごく怒って、DENIZに殴り掛かっ

た。私が止めに入ったが、**被収容者A**の右手がDENIZの口に当たったようだ。でも、一番痛いのは顔面に**被収容者A**の右手が当たった**証言者1**ではないか。

(8) 以上の状況から、DENIZ及び**被収容者A**の行為は、被収容者処遇規則第18条第1項第1号(暴行)に該当すると認められたため、所長指示により、**看守責任者**指揮のもと、15時45分、**副看守責任者**以下4名で**被収容者A**を4寮単独5号室へ、16時06分、**副看守責任者**以下6名でDENIZを4寮単独3号室へそれぞれ通常隔離した。

**被収容者A**は隔離に際し、おおむね従順に応じ、4寮単独5号室まで自力歩行した。

また、DENIZについては隔離に際し、「私が投げた本は**被収容者A**に当たってはいない。**被収容者A**に殴られたから警察に通報する。」などと自己主張を続けていたが、最終的に隔離に応じ、4寮単独3号室まで自力歩行した。

#### 4 その他

(1) 隔離直後、DENIZは「警察に通報させてほしい。」と述べ、日夕点呼後、**看守責任者**以下3名で6寮に連行し、牛久警察署に電話させたところ、被害を訴えた。

(2) そのほか、隔離後、DENIZ及び**被収容者A**に特異動向等はなかった。

(4) 本事案発生の要因は、**被収容者B**がBホールに響くほどの声量で第一運動場に向かって大声を発していたことであるので、17時21分、同人に対し、集団生活における常識的な範囲内での声量で会話すること及び運動場に向かって大声を発さないよう生活指導した。生活指導当初、同人は隔離を恐れたのか、「私は関係ありません。」などと述べたが、最終的に謝罪し、今後気を付ける旨述べたことから帰室させた。

(5) 本事案において、**被収容者A**の右拳が**証言者1**の左目付近に当たったので、

証言者1 に対し、氷枕等の使用を促した上状況を確認したところ、「ちょっと赤くなってるかもしれないけど痛みはないから大丈夫。」と述べた。

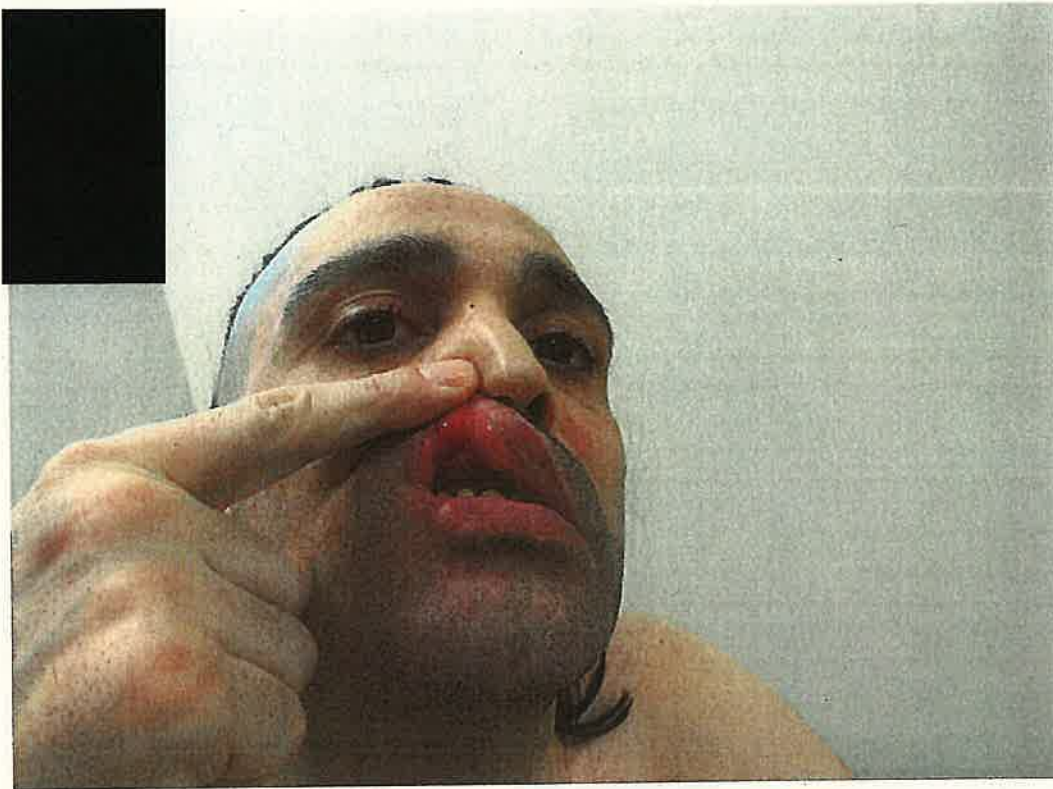
本職は、証言者1 の受傷箇所の写真撮影を実施し、証言者1 に対し、痛みが少しでもあるようであれば勤務員に申し出るよう指導した。なお、証言者2 に受傷等はなかった。

- (6) 本事案において、DENIZ が 被収容者A に殴られたと主張する箇所については、上下唇裏に血が滲んでいる程度であった。
- (7) 本事案において、職員に受傷等はなかった。また、証言者1 及び DENIZ を除く被収容者にも受傷等はなく、両名隔離後の反響等もなかった。

#### 添付物

- |   |               |     |
|---|---------------|-----|
| 1 | DENIZ の受傷箇所写真 | 2 部 |
| 2 | 証言者1 の受傷箇所写真  | 1 部 |





これは、トルコ人 [REDACTED] DENIZが、トルコ人 [REDACTED] 被收容者A の右手が当たって受傷したと称す上唇裏を撮影したものである。

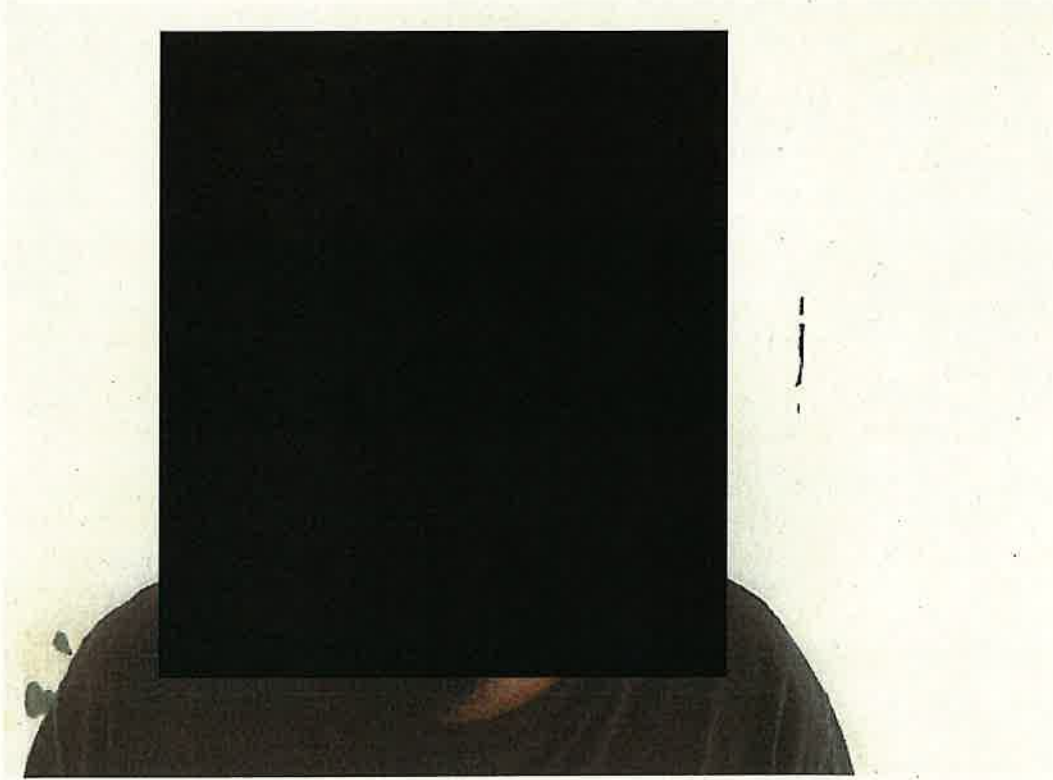
平成29年6月11日  
東日本入国管理センター  
処遇部門 処遇第一班  
入国警備官 [REDACTED]  
警 守 長 [REDACTED]





これは、トルコ人 [redacted] DENIZが、トルコ人 [redacted] 被収容者A の右手が当たって受傷したと称す下唇裏を撮影したものである。

平成29年6月11日  
東日本入国管理センター  
処遇部門 処遇第 [redacted] 班  
入国警備官 [redacted]  
警 守 長 [redacted]



これは、[redacted]人 [証言者 1] が、トルコ人 [被収容者A] の  
右手が当たって受傷したと称す顔面(左目周辺)を撮影したものである。

平成29年6月11日  
東日本入国管理センター  
処遇部門 処遇第一班  
入国警備官 [redacted]  
警 守 長 [redacted]